

令和8年3月31日

土木工事標準積算基準書〔土地改良編〕の改正について（お知らせ）

このことについて、令和7年度土木工事標準積算基準書〔土地改良編〕の一部を新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

なお、本改正は、令和8年4月1日以降の単価適用年月日より発注する工事の積算に適用します。

高知県農業振興部
農業基盤課調査計画
(TEL 821-4562)

(新)	(旧)																		
改正後	現行																		
工事における現場環境改善費の積算要領について	工事における現場環境改善費の積算要領について																		
<p>土地改良事業等の工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために、工事における現場環境改善費の積算要領を別紙のとおり定めたので、適切に対応されたい。</p>	<p>土地改良事業等の工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために、工事における現場環境改善費の積算要領を別紙のとおり定め、<u>令和2年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとした</u>ので、適切に対応されたい。</p>																		
別紙	別紙																		
工事における現場環境改善費の積算要領	工事における現場環境改善費の積算要領																		
1～3 [略]	1～3 [略]																		
4 積算方法	4 積算方法																		
(1) 基本的な考え方	(1) 基本的な考え方																		
<p>ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。 また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。</p> <p>ウ 費用が巨額となる<u>など</u>、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。</p>	<p>ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。 また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。</p> <p>イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、<u>率で計上される額の50%を上限とする</u>。</p> <p>ウ 費用が巨額となる<u>ため</u>現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。</p>																		
(2) 積算方法	(2) 積算方法																		
ア 算出方法は以下のとおりとする。	ア 算出方法は以下のとおりとする。																		
算出式	算出式																		
$K = i \cdot Pi + \alpha$	$K = i \cdot Pi + \alpha$																		
ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）	ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）																		
i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）	i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）																		
Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）	Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）																		
α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）	α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 （処分費等を除く）</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.34</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$	＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.34</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 （処分費等を除く）</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.43</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$	＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.43</u>
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																	
直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$																	
＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.34</u>																	
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																	
直接工事費 （処分費等を除く）	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$																	
＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円を超える場合	<u>0.43</u>																	

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ～オ [略]

5 [略]

6 特別仕様書等への記載について
特別仕様書には別紙2の記載例を参考として記載する。
 （記載場所を別紙2へ移動）

7 適用
 本通知は、令和8年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 <u>ICT設備の充実</u> <u>作業負荷の低減</u>
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（ <u>交通誘導警備員待機室を含む</u> ） <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u>
安全関係	工事標識・照明等安全施設の <u>充実</u> 盗難防止対策 <u>健康関連施設の充実</u> <u>野生生物・害虫対策等</u>
地域連携	<u>広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> <u>見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> <u>社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> <u>現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ～オ [略]

5 [略]

6 特別仕様書等への記載について
次の記載例を参考として適用する。
 （新旧を別紙にて比較）

7 適用
 本通知は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<u>用水・電力等の供給設備</u> <u>緑化・花壇</u> <u>ライトアップ施設</u> <u>見学路及び椅子の設置</u> 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 現場休憩所の快適化 <u>健康関連設備及び厚生施設の充実等</u>
安全関係	工事標識・照明等安全施設の <u>イメージアップ（電光式標識等）</u> 盗難防止対策（ <u>警報器等</u> ）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） <u>完成予想図</u> <u>工法説明図</u> <u>工事工程表</u> <u>デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> <u>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> <u>見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> <u>パンフレット・工法説明ビデオ</u> <u>社会貢献</u>

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) [略]

計上項目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化 (交通誘導警備員待機室を含む) ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ②見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) ③社会貢献・地域対策費等 (農家との調整、地域行事等の経費含む) ④現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) [略]

計上項目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) ②盗難防止対策 (警報器等)
地域連携	①地域対策費 (農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催 (イベント等の実施含む) ⑦見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

[新設]

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

土木工事標準積算基準書[土地改良編]

(旧)	(新)
<p data-bbox="353 268 882 300">第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p data-bbox="250 338 568 360">① 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p data-bbox="282 392 909 411">土木工事標準積算基準書 第1編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額を参照のこと。</p>	<p data-bbox="1352 268 1881 300">第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p data-bbox="1249 338 1568 360">① 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p data-bbox="1281 392 1908 411">土木工事標準積算基準書 第1編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額を参照のこと。</p>

土木工事標準積算基準書【1】 新旧表

第 I 編 総則
第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額

旧	新	備考																
<p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">工事原価</th> <th style="width: 20%;">500万円以下</th> <th style="width: 35%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 30%;">30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">23.57%</td> <td style="text-align: center;">一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;">9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	<p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">工事原価</th> <th style="width: 20%;">500万円以下</th> <th style="width: 35%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 30%;">30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13%</u></td> <td style="text-align: center;">一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>10.63%</u></td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$ (%) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2)算定方法5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>	<p>一般管理費等率の改定</p>
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%															
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>															
I-3-①-2	I-3-①-2																	